

群馬県公安委員会及び群馬県警察本部長における群馬県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準

令和6年5月29日改定

はじめに

警察行政の円滑な運営のためには、県民の理解と協力が何にも増して必要であり、また、行政の透明性の確保と説明責任の遂行という時代の要請にこたえる観点からも、情報の公開は重要なことである。本審査基準は、こうした観点から、群馬県情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき公安委員会及び警察本部長が行う公文書の開示・不開示の決定に際して、準拠すべき条例の解釈、運用の基準・具体例を示し、もって個人情報保護や公共の安全と秩序の維持との調整を図りながら、積極的な情報公開の推進に資することを目的としている。

開示・不開示の判断に当たっては、本審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、本審査基準を画一的に運用することなく、個々の開示請求ごとに当該公文書に記載されている内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に添って、個々具体的に判断しなければならない。

なお、本審査基準で示した具体例は、あくまで代表的な情報についての判断であり、該当する事例がここに掲げたものに限定されるものではない。

第1 基本事項

1 開示・不開示の基本的考え方

条例は、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的としているものであることから、行政情報は原則開示との考え方に立っている。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る公文書を開示しなければならないこととしている。

なお、条例第14条のうち、第1号を除く各号の規定の適用により不開示とされる情報であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、裁量的に開示ができることとされている（条例第16条）。

2 不開示情報の類型

条例第14条の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があります。また、例えば、ある個人に関する情報について、同条第2号ただし書に該当するため同号の不開示情報には該当しない場合であっても、他の号の不開示情報に該当し不開示となることもあり得る。

したがって、ある情報を開示する場合は、条例第14条の各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認する必要がある。

3 条例第14条各号の「公にすること」

条例第14条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。条例では、権利の濫用に当たらない限り、何人も請求の理由や利用の目的を問われずに開示請求ができるとしていることから、開示請求者に開示するということは、何人に対しても開示を行うことが可能であるということの意味する。

したがって、本条の各号における不開示情報該当性の判断に当たっては、開示請求者に開示することによって生じるおそれだけでなく、「公にすることにより」生じるおそれがあるか否かを判断することとしている。

4 不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている不開示情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。

なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

第2 不開示情報

1 条例第14条第1号（法令秘情報）により不開示とする情報の基準

【条例の定め】

- (1) 法令等の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報

【趣旨】

本号は、法令若しくは条例の定めるところにより公にすることができない情報は、この条例によっても開示できないことを確認的に規定するとともに、各大臣その他国の機関からの法的拘束力をもった指示により公にすることができないとされている情報については、開示しないことを定めるものである。

【解説】

- (1) 「法令等の定めるところ……により、公にすることができないとされている情報」とは、法令等の規定で明らかに開示することができない旨が定められている情報のほか、法令等の趣旨、目的から開示することができないと認められる情報を含むものであり、例えば次のようなものをいう。
- ① 明文の規定をもって開示が禁止されている情報
 - ② 目的外の使用が禁止されている情報
 - ③ 手続の公開が禁止されている調停等に関する情報
 - ④ 個別法により守秘義務が課されている情報
 - ⑤ その他法令等の趣旨・目的から、開示をすることができないと明らかに認められる情報
- (2) 「実施機関が法律上若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報」とは、例えば、法定受託事務における各大臣からの指示（地方自治法第245条の7）等法的拘束力のあるものをいう。

【運用の基準・具体例】

警察法（昭和29年法律第162号）第16条第2項において、「警察庁長官は、警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する」旨が規定されている。同法が定める警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督は、都道府県警察を法律的に拘束するものであることから、これに基づく指示により公にすることができないとされた情報については、本号の規定が適用されることとなる。

2 条例第14条第2号（個人情報）により不開示とする情報の基準

【条例の定め】

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等の氏名を公にすることにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合又はそのおそれがあると認めて実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

【趣旨】

本号は、個人に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

(1) 本文

- ア 個人に関する情報については、個人のプライバシーなどの権利利益を害するおそれがあるものに限って不開示情報とする方式（プライバシー保護型）を採用している県もあるが、いわゆるプライバシーの概念は、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものではないことから、本条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式（個人識別型）を採用している。しかし、形式的に個人の識別が可能であればすべて不開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を超えて不開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。そこで、特定の個人を識別することができるもの（以下「個人識別情報」という。）を原則不開示とした上で、個人の権利利益を侵害せず不開示にする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても開示することによる公益が優先するため開示すべきものを、本号イからロで例外的事項として限定列挙している。
- イ 「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。
- ウ 個人の権利利益を十全に保護するため、個人識別情報を一般的に不開示とし、本号本文の判断に当たり、原則として公務員等に関する情報と非公務員等に関する情報とを区別していない。ただし、前者については、特に不開示とすべきでない情報を本号ハにおいて除外している。
- エ 「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。生前に本号により不開示であった情報が、個人が死亡したことをもって開示されることとなるのは不適當であるからである。
- オ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人情報の意味する範囲に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人その他の団体に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適當であることから、本号の個人情報からは除外している。
- カ 「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号）等が挙げられる。氏名以外の記述等においては、単独では必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することとなる場合が多いと考えられる。

また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する「個人識別符号」に該当する旅券番号、自動車運転免許証番号、国民健康保険等の被保険者証の記号・番号及び保険者番号等については、無条件で「その他の記述等」に該当する。

キ 「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報全体である。

ク 「（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより識別可能となるものについても、個人識別情報として不開示情報となるという趣旨である。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知（周知）の情報や、図書館などの公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられる。

照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

ケ 個人識別性の判断に当たっては、厳密には個人識別情報ではないが、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から個人識別性を認めるべき場合がある。例えば、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合がこれに当たる。

コ 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、実施機関が保有する個人情報の大部分は、個人識別情報であり、これを不開示とすることで、個人の権利利益の保護は基本的には十分確保されることが考えられるが、中には、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められたりするものがあり得ることから、補充的に不開示情報として規定したものである。

(2) イ

ア 個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである。

イ 「法令等の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は「公にされている情報」には該当しない。

ウ 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

エ 「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていることを意味するが、現に公知（周知）の事実であることまでは必要としない。

過去に公にされたものであっても、時の経過により、現に公衆が知り得る状態に置かれていなければ、開示決定等の時点では公にされているとはいえない場合があり得る。

オ 「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど、当該情報の性質上、通例、公にされるものも含まれる。

(3) ロ

ア 人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、実施機関の基本的な責務である。

不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、それを開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活及び財産の保護についても、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

イ 人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（条例第16条）により図られる。

(4) ハ

ア 公文書には、公務遂行の主体である公務員の職務活動の過程又は結果が記録されているものが多いが、県の諸活動を説明する責務を全うするという観点からは、これらの情報を公にする意義は大きい。一方で、公務員についても、個人としての権利利益は十分に保護する必要がある。

この両者の要請の調和を図る観点から、どのような地位、立場にある者（「職及び氏名」）がどのように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ特定の公務員が識別される結果になるとしても、当該公務員個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、個人に関する情報としては不開示とはしないこととする趣旨である。

なお、独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員については、独立行政法人等及び地方独立行政法人が行政を担う主体であり、その役員及び職員については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）においても公務員と同様の取扱いをしていることから、本号においても公務員と同様に取り扱うこととする。また、公社の役員及び職員についても、公社が広い意味での県行政を補完する業務を行っていることから、公務員と同様に取り扱うこととするものである。

イ 「公務員等」の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方など公務員等以外の個人情報である場合がある。このように一つの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する必要がある。すなわち、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性が別個に検討され、いずれかが不開示情報に該当すれば、当該部分は不開示とされることになる。

「公務員等」とは、広く公務遂行を担当する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か不常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員のほか、国務大臣、国会議員及び地方議会議員並びに独立行政法人等、地方独立行政法人及び公社の役員及び職員等を含む。また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本号への規定は適用される。

ウ 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、

地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

エ 本号ハの規定は、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本号ハの対象となる情報ではない。

なお、「休暇情報等」でも、特定の日に職務に従事していなかったこと、職務専念義務が免除されていたこと、欠勤していたこと等の情報は本号ハに該当する可能性がある。ただし、この場合にも、年次有給休暇、病気休暇などの休暇の種別や、職務専念義務免除の個別具体的な内容、欠勤の理由等は本号ハに該当せず不開示情報として取り扱う（最高裁第二小法廷平成15年11月21日判決（平成12年（行ヒ）第334号））。

オ 「そのおそれがあると認めて実施機関が定める職にある公務員の氏名」は、職務の性質上、個人の権利利益を害するおそれが強いと実施機関が判断した職にある公務員を保護するために設けたものである。これに該当する職にある者として、群馬県情報公開条例施行規程（平成16年群馬県警察本部告示第1号）において「警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する警察職員をもって充てる職」が指定されている。

(5) 本人からの開示請求

本条例の開示請求制度は、何人に対しても請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されない。したがって、個人識別情報等（本号本文）であれば、本号イからハ又は公益上の理由による裁量的開示（条例第16条）に該当しない限り、不開示となる。

(6) 食糧費支出に係る公文書の開示の取扱い

ア 条例の他の実施機関においては、食糧費支出に関して、行政の透明性確保のため、平成8年5月24日付け広第5号（食糧費支出に係る公文書の開示取扱いについて（通知）県総務部長から各実施機関（議会、公安委員会及び警察本部長は除く。）及び各所属長あて）により、会議に伴う弁当、茶菓子及び式典、イベントに伴う飲食等については、相手方を含めた出席者の職・氏名を開示することとし、また、意見交換、情報収集、交渉、協議、打合せ等に伴う飲食についても相手方を含めた出席者の職・氏名は原則開示としてきたところである。

イ 公安委員会及び警察本部長にあっては、食糧費の執行の大部分が、突発的な犯罪捜査に伴うものや犯罪の被疑者、被害者、参考人等に対するものであることから、本号又は第4号（公共安全情報）等に関する情報の有無により判断することとする。

【運用の基準・具体例】

(1) 警察職員の氏名の取扱い

条例では、当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示する旨規定している。したがって、警察職員がその職務を遂行する上での「職・氏名・職務内容」の個人情報とは、原則開示となる。

一方、当該公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は、この原則から除かれることと規定されていることから、この場合、氏名は不開示となる。

また、そのおそれがあると認めて実施機関が定める職にある公務員の氏名も同様に原則から除かれることとされており、警察本部では、平成16年群馬県警察本部告示第1号により、実施機関が定める職にある公務員として警部補（相当職を含む。）以下の階級にある警察職員を規定している。

したがって、警部補（相当職を含む。）以下の階級にある警察職員は、その職務遂行に係る「氏名」については不開示となる。これは、警部（相当職を含む。）以上の階級にある警察職員と比較して氏名を公にすることにより権利利益を不当に侵害するおそれが強いためである。

警察庁、他の都道府県警察等の職員については、氏名を公にしている慣行の有無、実施機関が定める職に該当するか否か、当該職員個人の権利利益を害するおそれの有無、職務遂行への支障等を勘案して判断することとなる。

なお、警察職員の氏名を公にすることにより、職員又は家族に危害が加えられるおそれがある場合等は、本条第4号（公共安全情報）が、会議、協議等個々の事案の中で率直な意見交換等が損なわれる場合等には、本条第5号（審議検討情報）が重疊的に適用されることとなる。

(2) 被疑者（被告人）及び被害者の個人情報

犯罪事件等で被疑者（被告人）や被害者の個人情報が広報・報道されている場合の取扱いは次のとおりとする。

ア 被疑者（被告人）の個人情報が検挙時に広報されていても、開示決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報（以下「氏名等」という。）が

慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き、氏名等を部分的に不開示とし、個人が特定できない形で開示する。

被疑者（被告人）の氏名等が開示決定の時点において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。この場合については、群馬県警察、警察庁及び他の都道府県警察が行った広報の範囲内で被疑者の個人情報を開示する。

(ア) 警察白書等警察が発行する刊行物等において被疑者等の氏名を記載している場合

(イ) 被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

(ロ) 開示請求から開示決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者（被告人）が特定される内容の報道がされている場合

イ 被害者の個人情報については、広報・報道されている場合であっても、原則として不開示とする。ただし、次に掲げる場合等個人情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合については、群馬県警察、警察庁及び他の都道府県警察が行った広報の範囲内で例外的に開示する。

(ア) 警察において国民からの情報提供を求めるため被害者の氏名等を含めた事件の広報を継続している場合

(イ) 被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されていることが通例である場合
上記ア及びイのただし書における個人情報の例外的開示に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

○ 条例第 14 条第 2 号の 2（行政機関等匿名加工情報等）により不開示とする情報の基準

【条例の定め】

（２の２） 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 60 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第 1 項に規定する保有個人情報から削除した同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等若しくは同条第 2 項に規定する個人識別符号

【趣旨】

本号は、本県の公文書開示請求制度が、個人情報保護法に定める行政機関等匿名加工情報の提供及び取扱いに沿った形で運用されるよう行政機関等匿名加工情報又は行政機関等匿名加工情報の作成に伴い削除した個人情報及び個人識別符号（以下、「削除情報」という。）が不開示情報であることを定めるものである。

【解説】

- （1） 行政機関等匿名加工情報は、実施機関が保有する個人情報を個人が識別できないように加工し、かつ当該個人情報を復元できないようにした個人情報に該当しない情報であるが、行政機関等匿名加工情報の利用希望者へ行政機関等匿名加工情報を提供する場合、個人情報保護法第 5 章第 5 節の規定に基づいた手続を行った上で、群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年群馬県条例第 76 号）第 10 条に規定の手数料を納付する必要がある。このため、本条例に基づいた開示請求により行政機関等匿名加工情報を提供することは個人情報保護法の趣旨に沿わないことから、行政機関等匿名加工情報を不開示情報とするものである。
- （2） 行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する国民の信頼を害するおそれをなくすため、削除情報を不開示情報とするものである。
- （3） なお、行政機関等匿名加工情報及び削除情報は個人情報保護法第 109 条第 2 項及び第 3 項の規定により、本条例第 14 条第 1 号が定める法令秘情報に該当し得るが、解釈及び運用の基準を明確にするため本号により不開示情報である旨を明記したものである。

3 条例第14条第3号（法人等事業情報）により不開示とする情報の基準

【条例の定め】

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

本号は、法人等に関する情報の不開示情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

(1) 本文

ア 「法人その他の団体」には、株式会社等の会社、一般財団（社団）法人、公益財団（社団）法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等（民事訴訟法第29条）も含まれる。

国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、第6号等において規定している。

イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報など、法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、イに掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上で

の正当な利益などについて不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定しているものである。

エ 本号のただし書は、第2号ロと同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。この場合には、現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害などとの明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害などの発生が予想される場合もあり得る。

(2) イ

ア 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

イ 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

ウ 「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

エ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあつ、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(3) ロ

ア 本号は、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。

なお、実施機関の情報収集能力の保護は、別途、第6号等の不開示情報の規定によって判断されることとなる。

イ 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」には、実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供され

た情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供の申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から不公開の条件が提示され、実施機関がこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれ得る。

ウ 「要請」には、法令等に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

エ 「公にしない」とは、本条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんのこと、第三者に対しても当該情報を提供しないという意味である。

また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

オ 「条件」については、実施機関の側から公にしないとの条件で情報の提供を申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から実施機関の情報提供要請に対して公にしないとの条件を付すことを申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。

また、条件を設ける方法としては黙示的なものも含まれる。

カ 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、それらが属する業界における通常の見取り方を意味し、当該法人等において公にしていないことだけでは足りない。

キ 公にしないとの条件を付すことの合理性の判断は、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して行うものであるが、必要に応じその後の変化も考慮するものである。したがって、公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、本号ロには当たらない。

【運用の基準・具体例】

(1) イ関係

ア 営業活動を行っている法人等については、業者名、代表者名、所在地名、電話番号等は開示する。

また、当該営業活動を行っている法人等の取引金融機関口座、業者印、代表者印等については、当該法人等がこれらの情報を内部限りにおいて管理して開示すべき相手方を限定していると認められない限り開示する。

イ 入札に関する文書中、入札予定者又は応札業者の経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載した部分については、本号イに該当し、不開示となる。

また、承認図、取扱説明書等の文書中、落札業者の技術力、保守・保全体

制を記載した部分についても、本号イに該当し不開示となる。

(2) ロ関係

警察が企業に要請し、公にしないとの条件で任意に提出を受けている企業対象暴力事犯に関する情報は、本号ロに該当し不開示とする（状況によっては第4号（公共安全情報）が重疊的に適用される場合もあり得る。）。

4 条例第14条第4号（公共安全情報）により不開示とする情報の基準

【条例の定め】

- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

本号は、公共安全等に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

- (1) 公共安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的な利益を擁護するために国及び地方公共団体に課せられた重要な責務であり、情報公開制度においてもこれらの利益は十分に保護する必要がある。

そこで、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報を不開示とし、その判断の司法審査に当たっては、実施機関の裁量を尊重することとするものである。

- (2) 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

なお、県民の防犯意識の啓発、防犯機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいう。）等のために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。刑事訴訟法によれば、犯罪捜査の権限を有する者は、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。

「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに、検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第1編第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

- (3) ここでいう「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防・鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生じるおそれがある情報も、本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報は、本号に該当するものではなく、第6号等により開示・不開示が判断されることとなる。

- (4) 「その他の」公共安全と秩序の維持とは「犯罪の予防」、「犯罪の鎮圧」、「捜査」、「公訴の維持」又は「刑の執行」のほか、平穏な市民生活、社会の風紀、その他公共安全と秩序を維持するために必要な活動をいう。
- (5) 「支障を及ぼすおそれがある」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序を維持するための諸活動が阻害される、若しくは適正に行われなくなる、又はその可能性がある場合をいう。
- (6) 実施機関の第一次的判断

「支障を及ぼすおそれがある」と実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」としているのは、本号に規定する情報に該当するかどうかの判断に当

たっては、実施機関の裁量を尊重するという趣旨である。すなわち、本号に規定する情報の開示・不開示の判断には、犯罪などに関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かを審理・判断するのが適当であるとして規定したものである。

なお、「相当の理由がある」か否かについて述べられた判例には、次のものがある。「その判断の基礎とされた重要な事実には誤認があること等により右判断が全く事実の基礎を欠くかどうか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により右判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるかどうかについて審理し、それが認められる場合に限り、右判断が裁量権の範囲をこえ又はその濫用があったものとして違法であるとする事ができるものと解するのが、相当である。」（最高裁大法廷昭和53年10月4日判決）

【運用の基準・具体例】

- (1) 対象となる公文書は、捜査機関が作成又は取得したものに限らず、開示請求を受けた実施機関自らが作成し、又は捜査機関等から取得したものも該当する場合がある。
- (2) 公安委員会及び警察本部長の保有する情報の中で本号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。

ア 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、公にすることにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で、公にすることにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの

ウ 公にすることにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不当な侵害が加えられるおそれがある情報

エ 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれのあるもの

オ 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの

カ 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公にすることにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの

キ 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、公にすることにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのある情報

ク 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公にすることにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれのある情報

(3) 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、上記【解説】(3)のとおり本号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象から除外されるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、本号の対象となる。

(4) 警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。）（以下「警備実施等」という。）については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを公にすることにより、警察の対処能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し不開示となる。

これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、不開示となる。

なお、サミット警備に従事する延べ人数等警察庁又は都道府県警察において広報された情報は開示する。

5 条例第14条第5号（審議検討情報）により不開示とする情報の基準

【条例の定め】

- (5) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、審議、検討等情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

- (1) 開示請求の対象となる公文書は、決裁、供覧等の手続を終了したものに限られないことから、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における意思決定前の審議、検討又は協議の段階において作成又は取得された文書であっても、組織的に用いるものとして現に保有していれば対象となるものである。

このように、開示請求の対象となる公文書の中には、実施機関等としての最終的な決定前の事項に関する情報が少なからず含まれていることになるが、このような情報を意思決定前であるということで一律に全て不開示とすることは、県がその諸活動を説明する責務を全うするという観点からは適当ではないので、これらの実施機関等の意思決定等への支障が看過し得ない程度である場合に限り、不開示とすることとしたものである。

- (2) 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関等の事務又は事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策などの選択肢に関する自由討論のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は実施機関が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会などにおける審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成又は取得された情報をいう。

- (3) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることで、外部からの圧力や干渉などの影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ

がある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」としては、審議、検討等の場における発言内容が公になることにより、発言者やその家族に対して危害が及ぶことが危惧され、発言を抑制してしまうおそれが考えられる（この場合には、第14条第4号等の不開示情報に該当する可能性もある。）。

また、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」としては、実施機関等の内部における政策の検討が不十分な段階での情報が公になり、外部からの圧力により当該政策が不当な影響を受けるおそれが考えられる。

(4) 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる県民への不当な影響が生じないようにするという趣旨である。

(5) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、事務又は事業の公正な遂行を図るとともに、県民への不当な影響が生じないようにするという趣旨である。

例えば、施設などの建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて地価が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得るおそれや、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていない者が不利益を被るおそれがないようにすることをいう。

(6) 上記(3)、(4)及び(5)のおそれの「不当に」とは、審議、検討等の途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保などへの支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることの利益とを比較衡量した上でなされる。

(7) 審議、検討等に関する情報については、意思決定が行われた後は、一般的には当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は通常少なくなるものと考えられる。しかし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われるなど審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合もあり、このような場合には、意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は他の意思

決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。

また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、県民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えたりするおそれがある場合は、本号に該当する。

なお、専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実又はこれに基づく分析等を記録したものについては、審議、検討等に関する情報であっても、意思決定が行われた後は本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

6 条例第14条第6号（事務事業情報）により不開示とする情報の基準

【条例の定め】

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

本号は、事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

(1) 本文

ア 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社（以下「県の機関等」という。）が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする合理的な理由がある。しかし、県の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項的に全て列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関に共通して見られる事務又は事業に関する情報であつて、公にす

ることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてイからホまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定した。

イ 「次に掲げるおそれ」としてイからホまで掲げたものは、県の機関等に共通して見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的なものである。これらの情報のほかにも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業に関する情報であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものなど、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のある情報はあり得る。

ウ 「当該事務又は事業の性質上」とは、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するに当たっては、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法などに照らして行うという趣旨である。

エ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。

また、事務又は事業がその根拠となる規定又はその趣旨に照らして公益的な開示の必要性などの種々の利益を考慮した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

(2) イ

ア 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令等の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格・等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態で確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、公租公課を特定の人

に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、租税その他の収入金を取り立てることをいう。

イ 上記の監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えた上で、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や試験問題などのように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽を容易にしたりするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当する。

(3) ロ

ア 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいい、訴訟、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求、その他の法令に基づく不服申立てがある。

イ 県の機関等が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を事前に公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれや、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

(4) ハ

ア 県の機関等が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、県民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員がその発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

イ 調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関す

る情報や調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く県民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがある場合、②試行錯誤の段階の情報で、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報を不開示とするものである。

(5) ニ

県の機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で、当該組織の独自性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

(6) ホ

県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法第2条の適用を受ける企業をいう。）及び独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第3号の法人等に関する情報と同様な考え方でその正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがある情報を不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、また、その開示の範囲は第3号の法人等とは当然異なり、その事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

【運用の基準・具体例】

本号に該当する代表的な情報の例は、上記(2)から(6)に記載されているとおりであるが、公安委員会及び警察本部長において特記すべきものとしては、次のものがある。

- (1) 警察学校における試験問題、昇任試験問題等については、実施前是不開示とする。実施後も、短答択一式問題については、公にすると類似の問題の作成を避ける配慮が必要となり、試験問題作成作業に支障が生じることから不開示とする。

なお、試験問題の内容によっては、第4号（公共安全情報）に該当する場合もある。

(2) 検定の実施基準

警備業法の規定に基づく警備員等の検定や銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく技能検定等の実施基準のうち、採点の基準及びその内容に関する情報であって、公にすることにより検定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものは、本号に該当し不開示となる。

第3 部分開示

【条例の定め】

(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、前条の規定にかかわらず、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条第1項は、公文書の一部に不開示情報が記録されている場合における実施機関の部分開示の義務の内容及びその要件を明らかにするものである。

第2項は、開示請求に係る公文書に個人識別情報（不開示情報）が記録されている場合に、個人識別性のある部分を取り除くことによる部分開示について定めるものである。

【解説】

(1) 不開示情報が記録されている場合の部分開示（第1項）

ア 「開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合」とは、1件の公文書に複数の情報が記録されている場合において、各情報ごとに第14条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、該当する情報がある場合を意味する。

開示請求は、公文書単位で行われることが原則であるため、第13条では公文書に全く不開示情報が記録されていない場合の開示義務を定めているが、本項の規定により、実施機関は、情報単位での開示・不開示の判断を行わなければならないことになる。

イ 「容易に区分して除くことができるとき」とは、不開示情報に係る部分と

それ以外の部分とを分離することが、物理的、技術的に困難でなく、また、時間、経費などから考えても著しい負担を要しないと判断される場合をいう。したがって、開示情報と不開示情報を容易に区分し得ない場合には、部分開示を行えなくてもやむを得ないものである。

「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように黒インクを塗るなどにより、公文書から物理的に除去することを意味する。

例えば、文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。

また、録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても、声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

ウ 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に黒インクなどを塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうちの一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

エ 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。

オ 本項は、義務的に開示すべき範囲を定めているものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の本条例の目的に沿った合目的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することになる。その結果、観念的にはひとまと

まりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、実施機関の不開示義務に反するものではない。

なお、文字のあった部分を削除したのか、元々文字はなかったのかが判別できないような削除方法をとることは適当ではない。

カ 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合などである。

この有意性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があればこれも併せて判断されるべきである。

また、有意性の判断は、個々の請求者の意図によらず、客観的になされるべきものである。つまり、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によってではなく、請求の趣旨を損なうか否かで判断するべきものである。

(2) 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（第2項）

ア 第1項の規定は、公文書に記録されている情報のうち、不開示情報ではない情報の記載部分の開示義務を規定しているが、ひとまとまりの不開示情報のうちの一部を削除した残りの部分を開示することの根拠条項とはならない。

個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が1つの不開示情報を構成する。これは、他の不開示情報の類型が、第1号を除き各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の大きさをとらえることができるのとは、その範囲のとらえ方を異にするものである。このため、第1項の規定だけでは個人識別情報については全体として不開示となることから、個人を識別させる部分を除くことにより残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには部分開示とするよう、特例規定を設けたものである。

イ 「（特定の個人を識別することができるものに限る。）」としているのは、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（第14条第2号本文の後半部分）については、そもそも特定の個人を識別させる部分が存在しないため、本項の規定を適用する余地がないからである。

ウ 個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の

必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不適當であると認められるものもある。例えば、カルテや作文など個人の人格と密接に関連するものや、個人の未発表の研究論文など開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分開示の規定を適用することとしている。

エ 第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち個人を識別させる部分以外は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第14条第2号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分を開示することになる。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。

なお、個人を識別させる部分は、第14条第2号イからハのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象とならない。

第4 公文書の存否に関する情報についての基準

【条例の定め】

(公文書の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否を明らかにしないで、請求を拒否することができることを定めるものである。

【解説】

- (1) 開示請求に対しては、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。しかしながら、公文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に支障を及ぼすことがある。そこで、本条は、公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒むことができる場合を例外的に規定するものである。
- (2) 「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば不開示情報を開示することとなる場合をいう。

また、開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該公文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は不開示情報に該当するが、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求には、次のような例が考えられる。

- ① 特定個人の前科、前歴に関する情報（第2号）
- ② 特定個人の病歴に関する情報（第2号）
- ③ 先端技術を開発する特定企業の設備投資計画に関する情報（第3号）
- ④ 情報交換の存在を明らかにしない約束で法人、その他の団体との間で交換

された情報（第3号）

⑤ 犯罪の内偵捜査に関する情報（第4号）

⑥ 公にされていない捜査手法や装備資機材に関する情報であって、その存在が公にされると犯罪者が対抗手段を取り、犯罪の予防又は捜査に支障が生じるおそれがある場合（第4号）

⑦ 買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物資に関する政策決定の検討状況の情報（第5号）

⑧ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第6号）

- (3) 存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要である。例えば、公文書が存在しない場合に不存在と答えて、公文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該公文書の存在を類推させることとなる。よって、実施機関の職員は、この規定を適用する可能性があるような開示請求の相談を受けた場合は、本条の趣旨にかんがみ、その場で公文書の存否を明らかにしないよう留意するなど、慎重な対応をする必要がある。
- (4) 本条は、存否を明らかにしない公文書について例外的に規定したものであるから、適用に当たっては、その妥当性を適切に判断する必要がある。

第5 適用除外に関する情報についての基準

【条例の定め】

(適用除外)

第40条 刑事訴訟に関する書類及び押収物については、この条例は適用しない。

【趣旨】

本条は、この条例の規定を適用しない情報について定めるものである。

【解説】

- (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第47条では、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない」とされている。

また、同法第40条、第53条、第180条には、訴訟関係人に対する公判開始前後の訴訟関係書類及び押収物を含む証拠物の閲覧等が規定され、刑事被告事件に係る訴訟の記録については、刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）において閲覧に関し必要な事項が定められている。このように、刑事訴訟に関する書類については、刑事訴訟手続の制度において取扱いが定められているだけでなく、情報公開法の制定に伴い、刑事訴訟法に新たに第53条の2が設けられ、訴訟に関する書類及び押収物については、情報公開法の規定を適用しないとされたことを考慮し、本条例においても、刑事訴訟に関する書類及び押収物については適用しないこととしたものである。

- (2) 刑事訴訟法においては、訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関し作成された書類をいい、種類及び保管者を問わないと解されており、裁判所・裁判官の保管する書類に限らず、検察官、司法警察職員、弁護士等の保管している書類や不起訴となった事件の書類を含むとされている。

また、押収物には、押収の態様から差押えと領置の区別がある。差押えとは、差し押さえるべき物の所有者、所持者又は保管者から強制的にその物の占有を取得する処分をいい、領置とは、被告人、被疑者その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物について、その占有を取得する処分をいう。

本条は主に警察本部長において管理されている次のような物その他の刑事訴訟に関する書類及び押収物を想定したものであるが、他の実施機関において同様の書類等を管理している場合についても同様に、この条例の規定は適用しない。

- ・被害届、告発状、告訴状

- ・実況見分調書、供述調書
- ・被疑者から押収したフロッピーディスク等の電磁的記録
- ・捜査関係事項照会書、同回答書
- ・捜査報告書、逮捕手続書、搜索差押調書等

- (3) いまだ送致・送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法の制限内で開示・不開示の取扱いがなされる機会があり得るため、条例の適用除外となる。
- (4) 訴訟に関する書類の写しについては、実質的に原本と同様のものであり、刑事訴訟法等の制度内における開示・不開示の判断、開示手続等に服させることが妥当であることから、条例の適用除外となる。
- (5) 訴訟に関する書類の写しが、行政文書に添付されている場合であっても、実質的に、当該訟務に関する書類の写しは、その原本と何ら変わらぬ形式、体裁を保っていることから、当該行政文書と一体のものとはみなされず、条例の適用除外となる。ただし、訴訟に関する書類の写しが加工されるなどした結果、原本の形式、体裁を失った状態で添付されている場合には、当該行政文書と一体のものとみなされることから、条例の適用対象となる。

また、原則として当該文書が行政文書に添付されていても「刑事訴訟に関する書類」は、あくまで条例の対象外となる。

第6 代表的な文書類ごとの基準

1 公安委員会会議録

公安委員会会議録は、原則として開示するが、記載内容中に条例第14条各号に掲げる不開示情報がある場合は、当該情報は不開示となる。

不開示となる情報として、次のような例が考えられる。

- ① 捜査中の事件に関する情報等を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の警察活動に支障を生じるおそれがある情報（第4号）
- ② 特定の犯罪組織に対する取締りの方針等を公にすることにより、発言した委員長又は委員の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報（第4号）
- ③ 委員長又は委員の発言内容や氏名を公にすることにより、外部からの圧力等により今後の公安委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、当該発言内容又は氏名（第5号）

2 会計支出文書

(1) 警察職員の氏名等の個人情報

会計支出文書における警察職員の氏名等の取扱いは、本審査基準第2の2の【運用の基準・具体例】の(1)（第14条第2号関係）によるほか、次による。

ア 慣行として公にされる職員の氏名を除き、職員の住所、金融機関口座等特定の個人を識別することができる情報は、すべての職員について不開示となる。

イ 相手方コード（群馬県財務会計システム上の番号）等は、当該職員に付された固有の番号であるので、個人を識別させ得るものとして不開示となる。

(2) 警察との取引業者に係る情報

会計支出文書における警察との取引業者に係る情報の取扱いは、本審査基準第2の3の【運用の基準・具体例】の(1)（第14条第3号関係）によるほか、取引業者を特定する情報であって、公にすることにより、犯罪捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められるものや、当該業者又は業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるものについては、第14条第4号（公共安全情報）に該当し、不開示となる。このような取引業者の例として、次のようなものが挙げられる。

- ① 警察庁舎に出入りする取引業者であって秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から業者名を公にすることができないと認められるもの
- ② 捜査支援システムの開発・器材を発注している業者
- ③ 特殊な装備の納入業者

(3) 旅費

旅費の支出に関する会計文書については、個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれ(第14条第4号)がないと認められるものは、個人情報(第14条第2号)に該当する部分を除き開示する。

(4) 捜査費

ア 個別の執行に係るもの

捜査費の個別の執行に係るものは、情報提供者等の捜査協力者が特定されて危害が加えられたり、今後の協力が得られなくなるおそれがあることから、原則としてすべて不開示(職員氏名、支払相手方、支払年月日、支払事由、支払金額等)となる。

イ 捜査費の支出額に係るもの

- (ア) 取扱所属ごとの捜査費の年度総額については、当該年度終了後開示する。
- (イ) 取扱所属ごとの捜査費の月別総額については、犯罪捜査等個別の警察活動に支障を生じない場合は、当該月終了後開示する。

3 警察組織の職員数に関する情報を記載した文書

(1) 基本的考え方

職員数に関する情報については、原則として開示する。ただし、公にすることにより、極左暴力集団等犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又はテロ行為等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処についての警察の能力が明らかになり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれがあるものについては、不開示とする。

(2) 具体的な情報

ア 群馬県警察の定員・現在員及び階級別の定員・現在員は開示する。

イ 警察本部内各部、課・係別及び警察署の課・係別の職員数は開示する。ただし、前記(1)「基本的考え方」により、支障を生ずるおそれのある係の職員数は不開示とする。

4 内偵捜査中の事件以外の事件に関する情報

(1) 個人情報について

本審査基準第2の2(第14条第2号関係)に従って対応する。

(2) 個人情報以外について

今後の犯罪捜査に支障を生じるおそれがある場合等、第14条各号の不開示事由に該当するか否かを個別に判断する。

不開示事由のうち、第14条第4号（公共安全情報）に該当する例として考えられるものには次のものがある。

- ① 犯行の内容のうち、いまだ社会一般に知られていない特異な犯行手口等、公にすることにより同種事案を誘発又は助長するおそれがある情報
- ② 公にすることにより公判の維持に支障を及ぼすおそれがある事実関係
- ③ 捜査手法に関する情報であって、公にすると警察が行う捜査の手の内を知られ、犯罪者に対抗措置をとられるおそれがあるもの
- ④ 具体的な事件（現に捜査を継続している事件に限る。）の捜査の方針、体制（具体的な任務ごとの班編制・人数・捜査活動現場における配置箇所等をいう。）に係る情報であって、公にすると被疑者に警察の動きを察知され、逃走・証拠隠滅のおそれがあるもの、又は捜査の方針、態勢に係る情報であって、そのパターンを把握されることにより、将来の同種事案の捜査について犯罪者があらかじめ対抗措置をとるおそれがあるもの

なお、警察が広報を行った情報は、広報を実施した時点において、これらの不開示事由に係る捜査等の支障のおそれが相対的に低いと判断されたものであり、また、開示請求の時点においても公知の事実となっている可能性があるなど、開示・不開示の判断に影響を与える要素の一つである。